



# 島根県報

令和7年12月9日(火)  
第676号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2  
保安林の指定 (2件) (森林整備課) 2

### 【漁調委告示】

- 隱岐海区漁場計画の変更案に関する公聴会の開催 3

## 告示

## 島根県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年12月9日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 JAいざ も福祉会	通所介護	みどりの郷斐川通所 介護事業所	出雲市斐川町直江885番地	令和7年12月1日

## 島根県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年12月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 保安林の所在場所

大田市祖式町128から131まで、129-続1、131-1、131-2、135から142まで、136-1、137-1、138-続1、139-1、140-続1、140-1、145から150まで、151-内1、151-2、151-3、152-内1、152-続1、152-2から152-5まで、153、155、160、160-続1、160-1、161、161-1、161-2、162-1から162-3まで、163から173まで、163-1、163-2、165-1、167-続1、168-内1、168-続1、169-続1、170-内1、171-内2から171-内4まで、171-続1、171-1、176から180まで、178-内1から178-内3まで、181-1、182、182-内1、183、186-1、187、187-1、188、198、2771-内1、2771-続1、2771-2から2771-4まで、2772-1、3655、3656、3658、3660

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年12月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 保安林の所在場所

大田市三瓶町上山435から438まで、916、918、920-1、920-2、921、922-1、922-2、938-1、939-1、940、941-1、941-2、942、1127から1130まで、1149-1から1149-17まで、1150、1151-1、1151-2、1152、三瓶町志学1912-1から1912-5まで、1913、1914

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

漁業調整委員会告示**隱岐海区漁業調整委員会告示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、隱岐海区漁場計画の変更案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和7年12月9日

隱岐海区漁業調整委員会会長 池田速人

## 1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
令和7年12月16日（火）13時50分	隱岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17	隱岐海区漁場計画の変更
（予備日）令和7年12月18日（木）13時50分	島前集合庁舎1階会議室	案について

※ フェリーの欠航等により予備日に延期する場合は、令和7年12月16日（火）午前10時までに隱岐海区漁業調整委員会のホームページに掲載する。

URL <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/kikan/iinkai/osirase/>

## 2 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する書類の名称

隱岐海区漁場計画の変更案及び漁場図

## (2) 縦覧の期間

令和7年12月9日から同月15日まで

## (3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課、隱岐支庁農林水産局及び同支庁島前出張所